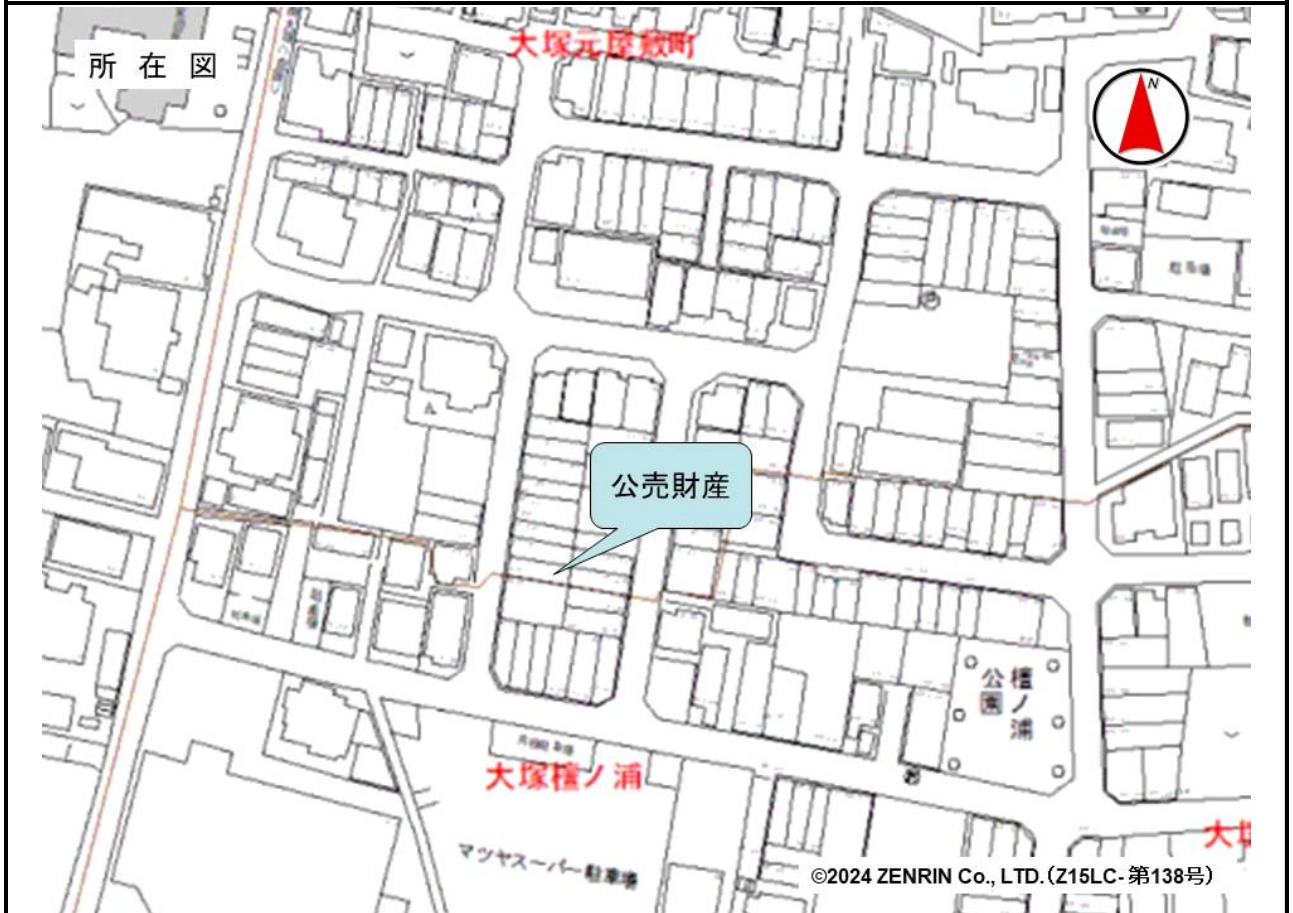


売却区分番号	1100-1		
見積価額	¥3,696,000	公売保証金	¥400,000
財産の表示	<p>1 所在 京都府京都市山科区大塚元屋敷町 地番 76番 地目 宅地 地積 23.00 m²</p> <p>2 所在 京都府京都市山科区大塚元屋敷町 地番 11番8 地目 宅地 地積 4.66 m²</p> <p>3 所在 京都府京都市山科区大塚檀ノ浦 地番 9番19 地目 宅地 地積 18.13 m²</p> <p>4 (一棟の建物の表示) 所在 京都府京都市山科区大塚元屋敷町 76番地、 11番地8、11番地9、11番地10 京都府京都市山科区大塚檀ノ浦 9番地17、 9番地18、9番地19 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 127.44 m² 2階 115.93 m² (専有部分の建物の表示) 家屋番号 元屋敷町 76番 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 24.00 m² 2階 22.19 m²</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 15メートル第一種高度地区 宅地造成等工事規制区域 居住誘導区域 近郊整備区域		
接道状況	公売財産は、西側で幅員約5メートルの舗装市道「山科大塚経 55号線」(建築基準法第42条第1項第5号該当)にほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産1～3は3筆一体で、間口約3.6メートル、奥行き約12.6メートルのほぼ長方形の画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産1～3は、公売財産4の敷地として利用されている。 公売財産4は、昭和46年10月頃の建築であり、令和8年3月現在、公売財産所有者に居宅として利用されている。		

売却区分番号	1100-1		
見積価額	¥3,696,000	公売保証金	¥400,000
	公売財産4には、未登記の増築部分が存在する。		
管理状況等	—		
特記事項	公売財産の一部は、都市計画道路「Ⅱ・Ⅱ・28 大津宇治線」(計画決定)内に存する。		
住居表示等	京都府京都市山科区大塚元屋敷町76番地		
最寄駅等	京都市営地下鉄 東西線 柳辻駅 北東方約1.2キロメートル(道路距離)		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。 4 執行機関(国)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 10 売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 		

売却区分番号

1100-1



土地所在図



地積測量図



積算表			
地番	大斜	小斜	積
76	12.64	1.82	23.0048
	12.64	1.82	23.0048
	合計		46.0096
	二除		23.004 m ²

売却区分番号

1100-1

